\bigcirc 商品投資契約に基づいて出資された財産の分別管理に関する命令(平成十九年内閣府・経済産業省令第一号) 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改

八第二項の規定により当該電子決済手段等取引業者とみなされ十二項に規定する電子決済手段等取引業者(同法第六十二条の	電子決済手段等取引業者等(資金決済に関する法律第二条第 [号の	当該財産であることがその名義により明らかなものに限る。) 産で	外の法律に特別の規定のある者への当該管理の委託を含み、 法律	する暗号資産をいう。) の管理を業として行うことにつき同法 号資	の管理の委託(他人のために暗号資産(同条第十四項に規定) 管理	は同条第十七項に規定する外国暗号資産交換業者をいう。) は同	法律第五十九号)第二条第十六項に規定する暗号資産交換業者 法律第五	暗号資産交換業者等(資金決済に関する法律(平成二十一年 ニ 暗	イ〜ハ 略] [イ〜ハ	理を行うこと。	するために預託する場合を除き、次に掲げる方法により適切に管	当該財産を自己のその他の財産と区分して経理し、かつ、運用 二 [同上]		次に掲げるところにより管理しなければならない。	品投資契約に基づいて出資された財産を管理する者は、当該財産を	商品投資に係る事業の規制に関する法律第三十四条に規定する商 [同上]	改 正 後	改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号の細分を加える。
	[号の細分を加える。]	であることがその名義により明らかなものに限る。)	法律に特別の規定のある者への当該管理の委託を含み、当該財	号資産をいう。)の管理を業として行うことにつき同法以外の	管理の委託(他人のために暗号資産(同条第五項に規定する暗	同条第九項に規定する外国暗号資産交換業者をいう。)への	第五十九号)第二条第八項に規定する暗号資産交換業者又	ニ 暗号資産交換業者等(資金決済に関する法律(平成二十一年	ハー同上			上	上				改正前	

る同条第一項に規定する発行者を含む。)又は同法第二条第十る同条第一項に規定する発行者を含む。)又は同法第二条第十三項に規定する外国電子決済手段等取引業者をいう。)への管理を信託業法(平成十六年法律第一度に基づき信託業(信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。)として行う信託会社等(資金決済に関する法律の条第二十六項に規定する信託会社等(資金決済に関する法律第一条託を含み、当該財産であることがその名義により明らかなものに限る。)

備考 表中の [] の記載は注記である。